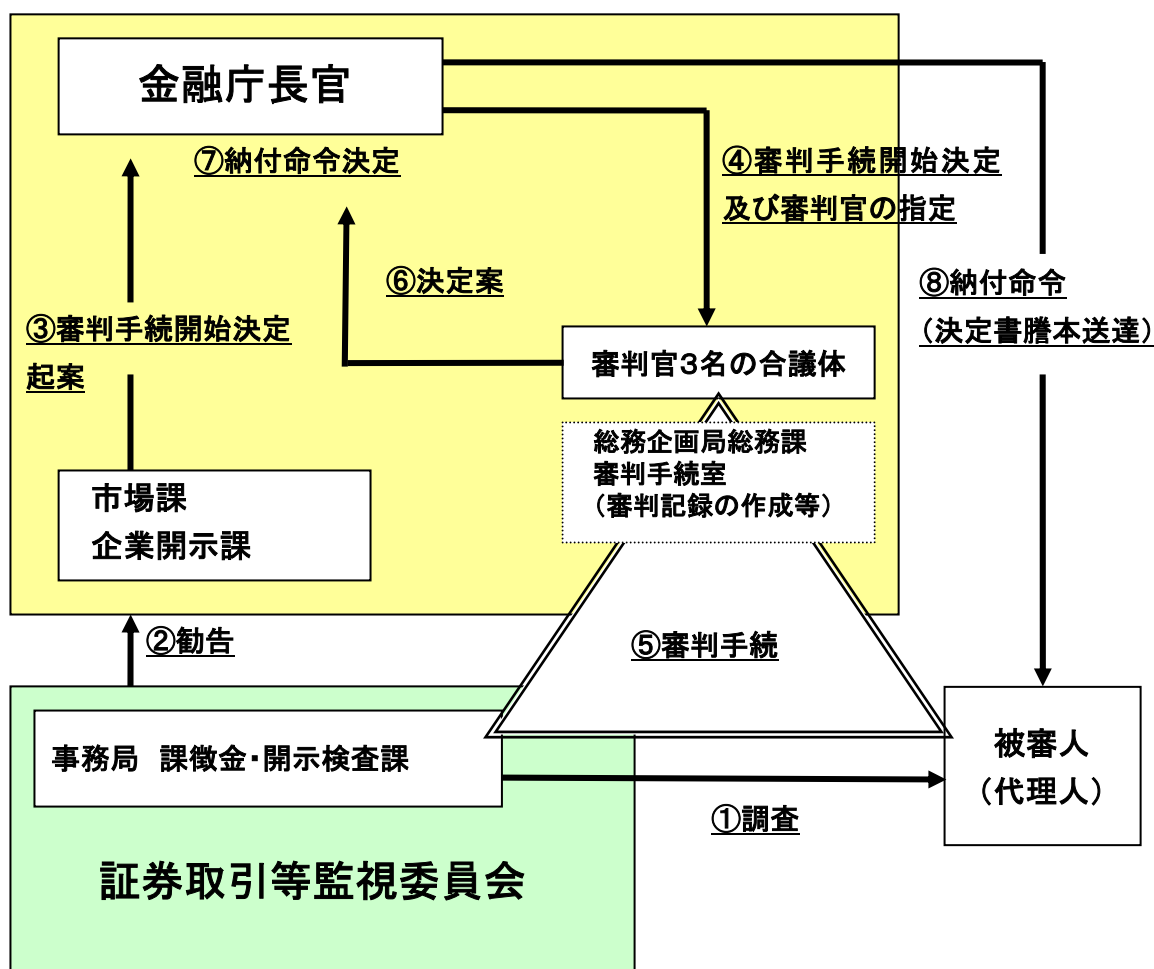


課徴金納付命令までの流れ



- ① 証券取引等監視委員会が調査
- ② その結果、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告
- ③・④ 勧告を受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定及び審判官を指定
- ⑤ 審判官による審判手続
- ⑥ 審判手続を経たうえで、審判事件についての決定案を作成、金融庁長官に提出
- ⑦・⑧ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金の納付を命ずる決定（課徴金納付命令）

課徴金納付命令の実績

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第1号)	重要事実（第三者割当増資及び業務提携）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (営業等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	32万円
2	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第2号)	重要事実（第三者割当増資及び業務提携）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (経理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
3	(株)ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第3号)	重要事実（業務提携）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	(株)ガーラ社員 (業務管理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
4	利根地下技術(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第4号)	重要事実（再生手続開始の申立て）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	利根地下技術(株)社員 (業務執行統括等従事)	平成18年2月1日	平成18年2月15日	72万円
5	フジプレミアム(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第5号)	重要事実（株式分割）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレミアム(株)役員	平成18年4月17日	平成18年5月9日	213万円
6	フジプレミアム(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第6号)	同社の役員が、重要事実（株式分割）を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレミアム(株)	平成18年4月17日	平成18年5月9日	42万円
7	(株)アイネスの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第7号)	重要事実（純利益及び配当予想値の下方修正）を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	(株)アイネス社員 (会社法務等従事)	平成18年5月11日	平成18年5月26日	5万円
8	日本プラスト(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第8号)	重要事実（株式の発行）を、日本プラスト(株)との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト(株)の 契約締結先社員	平成18年5月24日	平成18年6月9日	82万円
9	日本プラスト(株)の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第9号)	重要事実（株式の発行）を、日本プラスト(株)の契約締結先社員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト(株)の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者	平成18年5月24日	平成18年6月9日	46万円